くみあいNEWS

第１５２１６号
2020年4月3日(金)
発行責任者
日本製鉄和歌山労働組合
組織教宣部
WAKAYAMA WORKERS' UNION

組合ＨＰ：http://nssmwu.jp/　　代表内線番号　和歌山地区(本部)(54)－3590
堺地区　652990／海南地区(54)－5555

2020年度第9回中央委員会報告

【日時】3月30日（月）
17時15分～18時35分
【出欠】出席48人　委任51人　欠席0人
【議長】小嶋氏

Ⅰ.報告事項

1. 上部団体会議報告
   ・第13回中央執行委員会
   ・中央労使協議報告
2. 各種会議等報告
   ・組織内議員を支援する会報告
   ・第91回メーデーの開催について
3. 箇所労使協議報告
   ・日鉄テックスエンジ株式会社への教育出向について
   ・2020年度時間外及び休日労働に関する協定について
   ・2020年第1四半期経営委員会
   ・2020年4月度生産計画について
   ・2020年度1／四期要人員計画について
   ・鋼管部冷間製管工場への応援派遣について
   ・堺地区新寮使用について

Ⅱ.協議事項

1. 組織改正に伴う各支部の取扱いについて

Ⅲ.審議事項

1. 「ＡＰ20春季取組み」に対する和歌山労組としての対応に関する件
2. 「足元の経営課題を踏まえた当面の人事施策および福利厚生施策について」に対する和歌山労組としての対応に関する件
3. 「一般者における新たな社員区分の設定について」に対する和歌山労組としての対応に関する件
4. 「一時的に転勤を免除する制度の新設について」に対する和歌山労組としての対応に関する件
5. 「定年年齢の65才への引き上げ及び関連する人事処遇制度の改訂」に対する和歌山労組としての当面の進め方（その2）に関する件
6. 組合規約・規程の一部改正に関する件
7. 2020年度1／四期合理化案件への対処方針に関する件
8. 当面の青年女性部委員会の開催に関する件

Ⅳ.その他

1. 4月度日程について

報告事項3件、異議なく承認
協議事項1件、異議なく承認
審議事項8件、満場一致で可決決定

中央委員会の議事内容（抜粋）を紹介します

「ＡＰ20春季取組み」に対する和歌山労組としての対応に関する件

ＡＰ20春季取組みについては、去る2月7日に中央にて開催された第1回団体交渉において要求した賃金改善、定期昇給等に対し、3月11日の第4回団体交渉において会社より回答が示さ

れ、日本製鉄労連は今次回答に至った経緯等について会社の考えを質すとともに、賃金改善要求への回答が得られなかったことから、会社に対し再考要請を行った。

和歌山労組としては、本回答を受けた直後に支部長会議を開催し、回答内容を説明したうえで、各職場の意見把握に努め、同日夕刻に開催した支部長会議において一時集約を行ない
翌 12 日に再開された中央執行委員会で、和歌山労組としての意見提起を行ってきた。

そして、3 月 25 日に開催された第 5 回団体交渉にて、会社存続の危機にある中で賃金改善要求には応えられないとの会社回答を受け、日本製鉄の置かれた状況を踏まえると、日本製鉄労連として受け止めざるを得ないと判断し、収束方針（案）を提起した。

和歌山労組としては、このような経緯を踏まえたうえで、以下の通り対応していく。

1. 職場からの主な意見・要望

・世界情勢や鉄鋼産業、会社の状況を踏まえると仕方ないと考えるが、組合員のモチベーションを上げる為には少しでも賃金改善してほしかった。
・生産設備構造改革に伴う設備休止の施策も出された状況で、賃金改善がないのは仕方がない。
・現状の厳しい状況下で、定期昇給があるだけでもありがたい。
・賃金改善がない状況が続けば人材確保が困難になることを危惧する。

2. 和歌山労組としての判断

和歌山労組としては、上記内容の意見・要望等を総合的に勘案すると、今次交渉において、収束に向けた一定の受け止めができるものと判断し、日本製鉄労連の示す収束方針（案）について了承する。

3. 今後の対応

今後の対応については、本中央委員会での確認に基づき、4 月 7 日に開催予定の第 14 回中央執行委員会（組合長構成）において、和歌山労組として、今次交渉を妥結することに問題ないとの態度を表明することとする。

「ＡＰ20 春季取組み」に対する和歌山労組としての対応に関する件について３部協より意見披瀝を頂きました。

【設備・製銑・海南製品の 3 部協の意見披瀝要約】

◆『今次春季取組みの賃金改善については、足下の厳しい経営実態を踏まえると賃金改善を果たすことが出来ないのは致し方ないと受け止めています。』と 3 部協から意見がありました。

◆『定年年齢 65 歳への引き上げ及び関連する人事処遇制度の改訂について、60 歳以上の就労者に対して職場環境や重筋作業等の不安要素もあり、安全面においても不安が残っていることも事実であることや、基本給と仕事給の割合が変更となり、今まで以上に職務遂行能力が個々人の処遇に反映していくことから、今後、職場の声をしっかりと聞きながら 65 歳現役社会の構築に向けて取組んで頂きたいと思います。加えて、退職金の水準についても、基準額の引き上げに向け引き続き検討を進めていただくようお願い致します。』と 2 部協から意見を頂きました。

◆最後に、全部協より、足元の厳しい環境を乗り越えるべく、一丸となり取組むと決意を述べられました



設備部協
製鋼整備支部
森本氏



製銑部協
コークス支部
平井氏

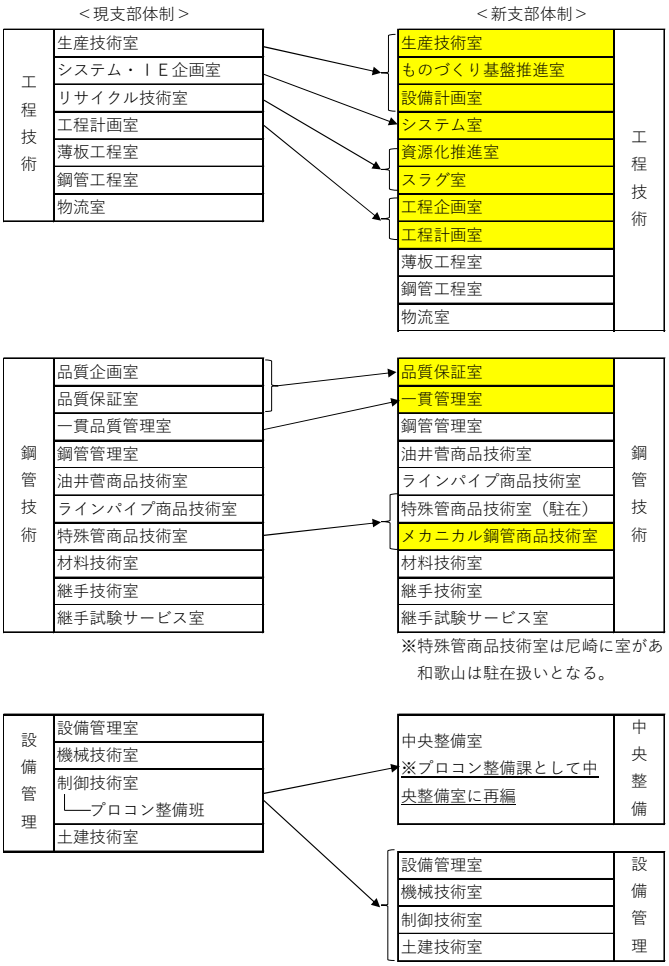


海南製品部協
小径製品支部
大田氏

2020 年 4 月 1 日付組織改正に伴う各支部の取扱いについて

1. 支部の取扱いについて

組織改正に伴う各支部の取扱いについては、執務場所等を考慮しながら原則現状の支部体制を維持するものとし、下記の通り取扱うこととする。



2. 室・工場名の変更について

その他、各室・工場名については、名称の変更だけであることから、現状の支部として取扱うこととし、製銑工場から高炉工場への名称変更に伴う支部名の変更については第 53 期からの適用とする。

3. 駐在の取扱いについて

和歌山製鉄所から関西製鉄所への変更により、和歌山地区駐在の扱いとなる組合員については、和歌山労組の組合員とする。

組合規約・規程の一部改正に関する件

Ⅰ. 組合規約について

1. 規約改正の取扱い

組合規約の改正については、組合規約第 29 条 1 項 1 号に基づき、全員投票が必要であるが、本規約の改正においては、組合規約第 29 条 3 項の「規約の基本的な部分を変更しない内容の一部修正」に該当することから、全員投票の必要は無く、大会で決定することができると判断する。
また、今回は製鉄所統合に伴う文言修正であり、影響等を考慮すると直ちに改正する必要がないことから、次回の定期大会での付議事項とする。
（2020 年 4 月 1 日に遡及する）

2. 改正内容

現行	改正（案）
（組合員） 第 3 条　組合は、日本製鉄株式会社社員および再雇用制度を通じて雇用されたもの（以下「再雇用者」という）で、和歌山製鉄所に所属するもので組織する。 但し、労働協約に定める非組合員は除く。	（組合員） 第 3 条　組合は、日本製鉄株式会社社員および再雇用制度を通じて雇用されたもの（以下「再雇用者」という）で、関西製鉄所和歌山地区に所属するもので組織する。 但し、労働協約に定める非組合員は除く。

Ⅱ. 組合規程について

1. 規程改正の取扱い

組合規程の改正については、組合規約第 21 条 1 項 5 号に基づき、中央委員会にて改正を行う。

2. 改正内容

4 月 1 日の会社組織改正に伴い、関連する規約・規程についても変更する必要が生じたことから、一部文言修正・文言整理を行う。

現行	改正（案）
（届　出） 第 2 条　　日本製鉄株式会社社員として和歌山製鉄所に入社し、組合員たる資格を取得したときは、1 週間以内に組合長に届け出なければならない。 （実　施） 第 8 条　　この規程は、2014 年 11 月 1 日から実施する。 2018 年 3 月 29 日 一部改正（第 2 条） 2019 年 4 月 1 日 一部改正　（第 2 条） 2019 年 8 月 29 日 一部改正（第 1 条）	（届　出） 第 2 条　　日本製鉄株式会社社員として入社し、関西製鉄所和歌山地区に配属され、組合員たる資格を取得したときは、1 週間以内に組合長に届け出なければならない。 （実　施） 第 8 条　　この規程は、2014 年 11 月 1 日から実施する。 2018 年 3 月 29 日 一部改正（第 2 条） 2019 年 4 月 1 日 一部改正（第 2 条） 2019 年 8 月 29 日 一部改正（第 1 条） 2020 年 4 月 1 日 一部改正（第 2 条）

※個人情報保護規程につきましても、関西製鉄所和歌山地区への名称変更に伴う規定の見直し

当面の青年女性部委員会の開催に関する件

和歌山労組は、新型コロナウイルス感染症が国内において発生・拡大している中、会社から示された「会合等は、不要不急の案件以外は極力実施を回避する」等の指針を踏まえ、3 月 13 日開催の第 8 回中央員会において、「新型コロナウイルス感染症への和歌山労組の対応について」を報告し、中央委員会については委任制により出席者を厳選して開催するとしたところである。

しかしながら、青年女性部委員会は委任制を導入していないことから、足もとの開催を見合すこととしたものの、現時点においても同感染症が更に拡大を続けていることから、当面の間、青年女性部委員会の開催について下記の通り対応していくこととする。

青年女性部委員ならびに各支部機関役員のご理解とご協力をお願いする。

1. 青年女性部委員会の開催について

3 月 23 日に開催された組織機構・財政検討委員会において、現在の緊急事態の継続を鑑み、当面の間、青年女性部委員会についても委任制を導入したうえで開催する旨が確認されたことから、4 月開催の委員会より委任制を導入することとする。

開催については、所の基本方針「運営上必要な打合せ・会議は実施する」「参加者厳選、ＴＶ・ＷＥＢ会議活用、消毒等の予防措置の徹底」を遵守した上で開催し、各支部からの出席人数については原則下表の通りとし、出席できない青年女性部委員については委任状の提出を願う。

各支部においては、出席要請人数表に従い出席者の人選を行い、委員会への出席を要請するとともに、その他の青年女性部委員は委員会議長に対する委任状を提出するようお願いする。

◆青女委員会への各支部出席要請人数表◆

総務	工程技術	鋼管技術	ｺｰｸｽ	製銑原料
１人	１人	２人	１人	１人
製銑	製鋼	ｽﾃﾝﾚｽ	鋼片	薄板
１人	３人	１人	１人	１人
中径製管	中径製品	小径製管	小径製品	冷間製管
１人	３人	２人	２人	２人
設備管理	中央整備	製銑整備	製鋼整備	圧延整備
１人	１人	１人	１人	１人
海南整備	ｴﾈﾙｷﾞｰ	大形	設備総務	
１人	１人	２人	１人	合計 33 人

※出席者の人数に対策部は含まず

2. 当面の予定について

今後、計画をしている青年女性部の各種会議・行事については、新型コロナウイルス感染症拡大の動向を注視した上で開催の可否について都度判断していく。